

ID: 214

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立公園条例 第13条		
例 規 番 号	平成13年条例第133号		
【根拠条文】 (監督処分) 第13条 市長は、占用者等が次の各号のいずれかに該当した場合は、この条例の規定による占用等の許可の取消し、管理施設の利用の許可の取消し、その効力の停止、許可条件の変更、行為の中止又は市立公園の原状への回復を命ずることができる。 (1) 第4条、第5条第4項又は第5条の2第1項の規定に違反して市長の許可を受けずに市立公園を使用し、又は利用したとき。 (2) 第5条第3項又は第5条の2第2項の規定に基づき付された条件に違反して市立公園を使用し、又は利用したとき。 (3) 第6条各号に掲げる行為を市長の許可を受けずにしたとき。 (4) 第7条の規定による市立公園の利用の制限又は禁止に違反した行為をしたとき。 (5) 第8条第1項又は第5項の規定に違反して市長の許可を受けずに市立公園を占用したとき。 (6) 第8条第4項の規定に基づき付された条件に違反して市立公園を占用したとき。 (7) 第12条の規定に違反して権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。 (8) 偽りその他不正な手段により、占用等又は管理施設の利用の許可を受けたとき。 (9) 前各号のほか、この条例の規定に基づく処分に違反したとき。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、前項に基づく処分をするほか、占用者等に対して必要な措置を命ずることができる。 (1) 第7条に定める状況になったとき。 (2) 非常災害時における避難場所として市立公園を使用するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか公益上やむを得ない必要が生じたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日